

2 福祉課

2-1 地域福祉、更生保護、社会援護

1 地域福祉の推進事業

令和3年度から令和6年度までの4年間を計画期間とする「第二期飯田市地域福祉計画・第二期飯田市地域福祉活動計画」に基づき、多様な主体を担い手として、共助による福祉のまちづくりを推進していく。

(1) 新たな課題に対する住民、事業者、行政等の協働による解決

高齢化に伴い、買い物、ごみ出し、移動等の困難世帯という新たな地域福祉課題が発生している。それらの課題は住民や行政単体では解決が難しい場合が多く、住民、事業者、ボランティア、行政等、多様な主体が協働する中で、それぞれの役割を發揮して解決に向かうことが必要である。

市内20地区では地域福祉コーディネーターの支援により、まちづくり委員会（健康福祉委員）を中心に多様な主体が連携し、地域の福祉課題の解決に向けて取り組みを進めている。地域福祉活動計画ではそこに掲載された各地区の取り組み事例の横展開を推進する。

また、地域福祉コーディネーターと一緒に市職員等が市内20地区に入り、地域の福祉課題の把握を行うとともに、課題解決に向けての検討をする地域福祉課題検討会を行っている。

(2) 地域見守り活動事業

最も基本的な住民相互の支え合い活動である「見守り」を、より具体的な支え合い活動に発展させていく日常生活における見守りから、電話による安否確認等を行う安心コール、ふれあいサロンへの参加による安否確認など、地域の実情に合わせて工夫を凝らした取り組みが推進されている。

平成29年度から飯田市全域を対象とした民間事業者との見守り協定の締結を開始し、見守りネットワークを構築した。多くの目で見守ることにより、住民の異変に対して、より速やかな発見及び対応が期待できる。

(3) 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）策定事業

近年の災害では、高齢者や障がい者など避難に支援が必要な「要配慮者」が犠牲になることが多く、災害時に適切な支援を行うことが必要とされている。また、要配慮者は災害時だけでなく日常においても支援を必要としており、マップの作成目的を「災害時」から「日常の支え合い」へ広げ、まちづくり委員会が主体となり飯田市と飯田市社会福祉協議会が協働して、マップを中心とした地域での支え合いの推進に取り組んでいる。

2 保護司及び“社会を明るくする運動”

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）であり、保護観察官と協力・連携して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などを行っている。令和6年7月1日現在、飯田地区では43名の保護司が活動している。また、飯田市更生保護女性会と飯伊地区更生保護協力事業主会が保護司の活動を支えている。

社会を明るくする運動飯田市推進委員会が、市内9団体（飯田市、飯田地区保護司会、飯田市更生保護女性会、飯伊地区更生保護協力事業主会、飯田市内各地区まちづくり委員会、飯田人権擁護委員協議会中部部会、飯田市校長会、飯田市PTA連合会、長野保護観察所飯田駐在官事務所）により構成され、毎年7月を強調月間として、犯罪・非行予防および更生保護への理解・協力を呼びかける“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”を開催している。

第73回“社会を明るくする運動”飯田市推進委員会実施事業

- (1) 内閣総理大臣メッセージ伝達式・公開ケース研究会 7月11日(火)
会場：羽場公民館 参加人数：81名
- (2) 地区講演会 7月20日(木)
会場：南信濃公民館 参加人数：51名
- (3) ミニ集会 7月を中心に各地で全73回開催 参加人数：延べ1,274名
- (4) 小中学生および家庭への啓発活動
 - ◇ 市内の全中学生及び小学生全家庭に、非行・犯罪防止の啓発資料を配布
 - ◇ 竜峡中学校で講話会を開催 7月4日(火) 参加人数：172名
- (5) 作文コンテスト
“社会を明るくする運動”長野県推進委員会が主催するコンテストに参加
題 材：犯罪や非行の問題について考えたことや体験したこと
応募数：小学生328点、中学生212点
入選数：小学生 優秀賞3 入選5
中学生 最優秀賞1 優秀賞1 入選1
- (6) 学校講演会 実施校 8校(9回)
- (7) 街頭啓発活動 7月3日(月)
JR飯田・桜町・伊那上郷・県各駅前にて活動をPR 参加人数：26名
- (8) 愛のはがき募金 募金総額 2,948,307円
この浄財は“社会を明るくする運動”での事業費・広報啓発費、青少年健全育成事業及び各更生保護団体の活動運営費として活用されている。

3 海外引揚者援護事業

戦前から終戦間際まで満州開拓団として中国に渡り、その後、敗戦の混乱でやむなく中国に残ることになった人々を中国残留邦人(孤児、婦人)という。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、飯田市にも定着した。

永住帰国を果たしても、文化の違いや言葉がわからないなど困難も多く、帰国者の高齢化による新たな問題も発生している。こうした背景から、平成19年11月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律が改正され、次のとおり支援を行うこととなった。(市主体事業は以下の(2)及び(3))

- (1) 老齢基礎年金の満額支給
- (2) 生活支援金支給
- (3) 地域社会における生活支援
 - ア 日本語教室事業
 - イ 交流事業
 - ウ 通訳派遣(医療・介護・学校等で通訳が必要な場合)その他、中国残留邦人同士の交流会を開催している。

4 戦傷病者・戦没者遺族等援護事業

一定の要件を満たす戦没者等の遺族及び戦傷病者等の妻に対して、「恩給法」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」、「援護年金法」などの法令に基づき、弔慰金または給付金の支給に係る事務を行っている。

2-2 重層的支援体制整備事業

1 概況

令和2年(2020年)6月に社会福祉法の改正が行われ、社会福祉法第106条に「重層的支援体制整備事業」が規定された。この事業は、地域共生社会の理念を掲げ市全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すもので、この事業を実施することにより、これまで縦割りとなっていた相談支援や居場所づくりにおいて、分野、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施し、市民一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものである。

重層的支援体制整備事業では、従来の縦割りを解消し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を市町村として一体的に実施する。本市においては、令和3年度より本事業を開始し、この取り組みを通じて、部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現を目指している。

2 主な事業

(1) 福祉まるごと相談窓口

重層的支援体制整備事業の推進及び進捗管理を行うため、福祉課に重層的支援係を設置し、併せて、市役所本庁舎に「福祉まるごと相談窓口」を開設した。どこに相談したらよいかわからない困りごと等の相談に応じ、課題を整理して必要な支援のコーディネートを行っている。

(2) 断らない相談と伴走型支援

庁内外の各相談窓口が、属性や課題に関わらず幅広く相談を受け止める断らない相談を実施し、それぞれが“のりしろ”を出してつなぎ合い、切れ目のない支援を行う。

また、制度やサービスによる解決が困難な場合も、継続的につながり続けることで、課題を解きほぐし、本人の生きる力を引き出していく伴走型支援を行う。

(3) ひきこもり支援

これまで担当部局が明確でなかったひきこもり支援について、重層的支援係が中心となって重点的に取り組む。窓口での相談のほか、本人や家族が同意する場合には自宅等を訪問し、関係性を築きながら、本人の状態や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供、医療や福祉サービス等へのつなぎを行う。

また、ひきこもり状態にある人の家族を対象とした学習会を開催し、ひきこもりに関する正しい知識の習得や、家族同士の交流の機会の提供を通じて、家族支援を行っていく。

3 ケース対応状況

令和5年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 新規取り扱いケース数 | 8 | 21 | 19 | 24 | 27 | 26 | 29 | 21 | 16 | 21 | 18 | 16 | 246 |
| 新規のうちひきこもり (内、主な主訴) | 2 | 1 | 2 | 4 | 3 | 0 | 3 | 3 | 1 | 4 | 1 | 0 | 24 |
| 継続対応ケース延べ人数 | 82 | 107 | 115 | 166 | 118 | 114 | 127 | 129 | 101 | 115 | 104 | 114 | 1392 |
| 訪問回数 | 7 | 6 | 10 | 14 | 9 | 6 | 7 | 4 | 7 | 3 | 2 | 10 | 85 |

令和4年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------------------------|----|----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 新規取り扱いケース数 | 10 | 24 | 17 | 14 | 17 | 19 | 13 | 16 | 26 | 12 | 14 | 17 | 199 |
| 新規のうちひきこもり (内、主な主訴) | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 2 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 | 21 |
| 継続対応ケース延べ人数 | 60 | 66 | 54 | 103 | 61 | 57 | 79 | 71 | 91 | 101 | 82 | 76 | 901 |
| 訪問回数 | 9 | 8 | 9 | 3 | 9 | 5 | 5 | 9 | 3 | 7 | 2 | 6 | 75 |

2-3 民生委員・児童委員、福祉委員

■概況

民生委員は、民生委員法（昭和23年7月29日施行）によって設けられ、児童福祉法により児童委員も兼ねている。生活保護法、児童福祉法をはじめとする福祉関係各法に基づき、社会福祉行政全般にわたる協力者であるとともに、担当地区全体の社会福祉を増進する任務をもった民間の奉仕者であり、我が国の社会福祉事業特有の極めて重要な存在である。この制度は、大正6年5月に濟世顧問制度が岡山県で創設され、翌大正7年10月に大阪府で方面委員制度が創設されたものが全国へ普及して、国における方面委員制度の制定となり、さらに民生委員法へと発展した。長野県では大正12年4月に方面委員制度が創設され、飯田市においては昭和2年に初めて方面委員が委嘱された。

飯田市の民生児童委員の定数は、国が定めた定数基準に基づき、235名が委嘱されている。また、平成6年1月1日からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」制度が創設され、24名の委員が指名されている。

飯田市においては、昭和49年4月1日から民生児童委員を飯田市福祉委員として委嘱し、地域福祉の推進等に協力をいただいている。

■飯田市民生児童委員協議会

民生委員法の規定に基づき、飯田市内20地区を単位に民生児童委員協議会を組織し、職務に関する連絡、研究、研修、必要な資料や情報の収集、関係機関との連絡等、積極的な活動を続けている。

1 令和6年度 飯田市民生児童委員協議会事業計画（飯田市民生児童委員協議会資料より）

（1）事業方針

令和6年新年早々に発生した能登半島地震は、地理的要因も重なり甚大な被害を及ぼしました。被災された皆様に一日も早く平穏な日常が戻ることを心より願うものです。相次ぐ大規模な自然災害を前にして、私たちの日常には絶えず災害発生の危険があることが再認識されました。災害に備えるため、改めて平時からの地域ぐるみの防災・減災の取り組みの重要性について地域全体で共有し、具体的な取り組みにつながるよう働きかけていくことが求められます。

さて、本年で主任児童委員制度は創設30周年を迎えます。昨年発足した「こども家庭庁」からは、妊娠からこどもの自立まで切れ目のない支援メニュー「こども未来戦略方針MAP」が示され、「こどもまんなか社会」実現に向けて、具体的支援が始まります。

また、本年4月から「孤独・孤立対策推進法」が施行されます。令和2年からのコロナ禍により増加した生活困窮世帯やひきこもり等を踏まえ、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会の実現を目指しています。本法律の付帯決議には、孤独・孤立対策支援を行う主体の一つとして、私たち民生委員・児童委員の果たす役割の重要性が明記されています。

長野県民生委員児童委員協議会連合会では、令和6年度目標として、「支えあう住みよい社会地域から」～住民の笑顔、安全、安心のために～を掲げています。

また、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」及び「飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」には、地域福祉の充実、推進が掲げられています。

飯田市民生児童委員協議会では、これらを踏まえつつ重点事項を掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心し

ていきいきと暮らせる地域社会を築くために、関係機関・関係団体との連携・協働体制の強化を図り、日々の見守り・相談・援助活動の中で住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、地域住民が支え合う取り組みを充実させるための活動を積極的に進めます。常に住民の立場に立ち、「住民の笑顔、安全、安心」の実現に貢献できるよう、次の事業を進めてまいります。

(2) 重点事項

- ①委員活動の基本重視、資質向上
- ②民児協の組織強化
- ③関係機関との連携及びネットワークづくり
- ④個別援助活動の強化
- ⑤地域福祉推進への取り組み
- ⑥地域の防災力強化への協力
- ⑦生活援助方策による生活福祉資金の活用促進
- ⑧地域における子育て支援活動の推進及び青少年健全育成活動の推進

(3) 具体的な活動の進め方

- ①委員活動の基本重視、資質向上
 - ア 民生委員法第15条の守秘義務を遵守し、個人情報に配慮した活動と適切な取扱い
 - イ 人権尊重、権利擁護の視点に立ち、住民から信頼される委員活動
 - ウ 担当区域内を掌握、また住民の生活実態を把握し、相談、助言、援助、公助につなぐ役割
 - エ 知識や情報を習得し、日常活動を継続
 - オ 福祉台帳、高齢者台帳の管理と活動記録の活用
- ②民児協の組織強化
 - ア 会長会や地区民児協、ブロック民児協等での情報交換や福祉課題・施策等の学習・研修
 - イ 他の自治体の民児協等との情報交換
 - ウ 民生児童委員の負担軽減を考慮した組織運営の推進
 - エ 地区民児協間の連携及び情報交換を図るため、合同民児協の開催
- ③関係機関との連携及びネットワークづくり
 - ア 関係機関及び団体等との連携及び情報共有
 - イ 関連する団体等から協力依頼、出席要請のあった事業への積極的参加、協力
 - ウ 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）作成・更新への協力
 - エ 「長野県地域見守り協定」、また、市・民間事業者との見守り協定に基づき、地域特性に応じて、地域社会での孤立・孤独をなくす運動の推進
- ④個別援助活動の強化
 - ア 支援が必要な住民の把握、個別ニーズの把握
 - イ 相談及び助言と情報提供を含めた援助活動の強化
- ⑤地域福祉推進への取り組み
 - ア 社会福祉協議会の組織強化及び地域福祉推進事業への協力
 - イ 日常の支え合い活動推進への協力
 - ウ 市民の地域福祉に対する理解と参加の呼びかけ

⑥地域の防災力強化への協力

- ア 平時より避難行動要支援者の情報を関係機関と共有、要配慮者に関する状況把握に協力
- イ 災害発生時、関係団体と連携し、支援協力体制を整備
- ウ 災害発生後、避難行動要支援者、要配慮者の避難支援及び安否確認に協力

⑦生活援助活動方策による生活福祉資金の活用促進

- ア 生活福祉資金の活用が自立更生に役立つと認められる世帯（者）に対して、貸付・償還方法を検討し積極的な援助指導
- イ 更生援助記録表を整備して、資金借受世帯（者）の更生援助をはかるための諸問題について、定例民児協において研究討議する等、資金活用の取り組みをはかり、社会福祉協議会等と密接な連携をとりながら、借受世帯の援助活動の強化

⑧子ども・子育てを支える環境づくりの推進及び青少年健全育成活動の推進

- ア 子どもや子育て家庭をめぐる課題の提起などの働きかけや主任児童委員の互いの活動の一層の推進を図るため、年4回の主任児童委員会を開催
- イ おめでとう赤ちゃん訪問活動事業を実施し、地域ぐるみで子育て・子育てを支援
- ウ 地域の親や子ども達と接する立場にあるため、保育所や学校など関係機関との連携により、児童・生徒に対する児童虐待防止活動等の協力
- エ 青少年の健全育成に携わる諸団体との連携を図り、青少年が安心して成長することができる活動の推進
- オ 会長会において、主任児童委員会との連携を図り、当会全体として子どもや子育て家庭の支援のための課題共有と活動の一層の充実

(4) 随時事業

- ①地区民児協の定例開催、合同民児協の開催
- ②県社協・市社協、県民児連等他機関への協力
- ③1人暮らし高齢者・高齢者世帯への見守り訪問
- ④ブロック研修会の開催
- ⑤「民生委員児童委員の日」活動強化週間等、広報啓発活動の実施

2 令和6年度飯田市民生児童委員協議会役員

会 長 秦 嘉雄 (橋北区会長)
 副会長 胡桃澤 一郎 (上郷地区会長)
 " 鎌倉 崇 (南信濃地区会長)
 " 塩澤 美智子 (竜丘地区会長)

(令和6年4月1日現在 単位：人)

| ブロック | 地区 | 会長 | 定数 | うち主任児童委員数 |
|------|-----|--------|-----|-----------|
| A | 橋 北 | 秦 嘉雄 | 12 | 1 |
| | 橋 南 | 吉澤 とも子 | 11 | 1 |
| | 羽 場 | 小川 茂美 | 12 | 1 |
| | 丸 山 | 熊谷 勇 | 9 | 1 |
| | 東 野 | 辰巳 史枝 | 9 | 1 |
| B | 山 本 | 田中 哲夫 | 10 | 1 |
| | 伊賀良 | 熊澤 正夫 | 22 | 2 |
| | 鼎 | 多田 雅幸 | 23 | 2 |
| C | 松 尾 | 西田 克美 | 20 | 2 |
| | 下久堅 | 中山 卓治 | 9 | 1 |
| | 上久堅 | 近藤 節江 | 7 | 1 |
| D | 千 代 | 小林 利二 | 8 | 1 |
| | 龍 江 | 林 宗吉 | 9 | 1 |
| | 竜 丘 | 塩澤 美智子 | 12 | 1 |
| | 川 路 | 中島 義則 | 6 | 1 |
| | 三 穂 | 政木 のり子 | 6 | 1 |
| E | 座光寺 | 大村 信夫 | 9 | 1 |
| | 上 郷 | 胡桃澤 一郎 | 26 | 2 |
| F | 上 村 | 前島 三津江 | 5 | 1 |
| | 南信濃 | 鎌倉 崇 | 10 | 1 |
| 合計 | | | 235 | 24 |

2-4 障がい者福祉施策

1 概況

令和5年度末現在の障がい者数は、身体障害者手帳保持者数4,329人、療育手帳保持者数1,026人、精神障害者保健福祉手帳保持者数857人となっており、身体障害者手帳保持者は減少傾向、療育手帳は横ばい、精神障害者保健福祉手帳保持者は増加傾向となっている。また、それぞれの手帳保持者のうち65歳以上の割合は、身体障害者手帳81%、療育手帳12%、精神障害者保健福祉手帳19%であり、特に身体障がい者の高齢化が進んでいる状況である。

2 主な事業

令和5年度に飯田市障害者計画、第7期飯田市障害福祉計画、第3期飯田市障害児福祉計画の3つの計画を一体化して、「いいだ障がい福祉プラン2024」を策定し、障がいのある人の施策の総合的な計画として、計画期間（※）中に重点的に取り組む施策、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の成果目標とサービスの種類ごとの必要な見込み量等を定めている。

（※）飯田市障害者計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、第7期飯田市障害福祉計画・第3期飯田市障害児福祉計画は、1期3か年を計画期間とし、令和8年度に国の基本指針にあわせて見直しを行う。

（1）障がい者福祉制度の改革

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行（平成25年4月1日）

平成15年4月から始まった「支援費制度」が障がい者福祉制度として多くの矛盾と問題を抱えて継続困難になった結果、平成18年4月に「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、新しく「障害者自立支援法」が施行された。

その後、平成23年障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）のもと、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」が施行された。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月に制定され、平成28年4月から施行された。

令和4年4月には、県の「障がいのある人もない人も共に生きる県づくり条例」が部分施行され、10月には「合理的配慮」を事業者にも義務付け、全部施行された。

これにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す。

■障害者総合支援法のポイント

地域社会における共生の実現に向けて、障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障がい児・者の社会参加の機会の確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、障害者自立支援法から次の点が改正された。

- ア 「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成25年4月～）
 ※国が定める対象疾病 H25.4.1：130 疾病、H27.1.1：151 疾病、H27.7.1：332 疾病、
 H29.4.1：358 疾病、H30.4.1：359 疾病、R1.7.1：361 疾病
 R3.11.1：338 疾病、R6.4.1：341 疾病
- イ 障害支援区分の創設（平成26年4月～）
- ウ 重度訪問介護の対象拡大（平成26年4月～）
- エ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成26年4月～）
- オ 地域移行支援の対象拡大（平成26年4月～）
- カ 地域生活支援事業の追加（平成25年4月～）
- キ サービス基盤の計画的整備（平成25年4月～）
- ク 共生型サービスの創設（平成30年4月～）

■その他の関係法律等の制定等

| 制定 | 施行 | 法律名称 | 内容 |
|-------|--------------------|--|---|
| H24.6 | H25.4 | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法） | <ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進 ・調達方針の策定、実績の公表 |
| H25.6 | H28.4 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す ・「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」 ・障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づき、飯田市職員が障がい者に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応をすることで、障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に貢献するため、国の基本方針に基づき職員対応要領を作成 |
| H26.1 | | 障害者権利条約の批准 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定 |
| R3.6 | R3.9 | 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ・個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援等 |
| R4.3 | R4.4(一部) R4.10) | 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（障がい者共生条例） | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別の禁止 ・民間事業者の「合理的配慮の提供」を義務化 ・紛争解決のしくみを整備 |

| | | | |
|------|------|--|--|
| R4.5 | R4.5 | 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法） | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種類・程度に応じた手段を選択できる ・住む地域や障がいの有無に関わらず等しく情報取得等ができる ・高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用（デジタル社会）等 |
|------|------|--|--|

（２）相談支援事業

ア 一般的相談

障害者自立支援法において、相談支援事業は市町村が行う必須事項として位置づけられた。

飯伊圏域では、歴史的に障がい種別ごとに支援センターが開設されてきた経過があったため、平成 19 年 4 月に「飯伊圏域障がい者総合支援センター」が身体障がいと知的障がいを、「南信地域活動支援センター」が精神障がいを、「飯田市こども発達センターひまわり」が障がい児の相談支援事業を開始し、平成 29 年 4 月からは精神障がいの相談支援事業が「南信地域活動支援センター」から「飯伊圏域障がい者総合支援センター」に移行した。

障がい者の身近な存在として、相談業務や自立した地域生活を送るための支援活動に期待が寄せられている。

令和 5 年度相談件数（飯田市民）

（単位：延人数）

| 相談支援内容 | 飯伊圏域障がい者総合支援センター | こども発達センターひまわり |
|-----------------|------------------|---------------|
| 福祉サービスの利用等に関する事 | 2,887 | 40 |
| 社会資源の活用に関する事 | 328 | 0 |
| 障がいや病状の理解に関する事 | 533 | 975 |
| 健康・医療に関する事 | 1,401 | 7 |
| 不安の解消・情緒安定に関する事 | 561 | 120 |
| 保育・教育に関する事 | 16 | 2,715 |
| 家族関係・人間関係に関する事 | 604 | 30 |
| 家計・経済に関する事 | 428 | 0 |
| 生活技術に関する事 | 411 | 0 |
| 就労に関する事 | 237 | 0 |
| 社会参加・余暇活動に関する事 | 24 | 4 |
| 権利擁護に関する事 | 19 | 12 |
| 計 | 7,449 | 3,903 |

イ 計画相談支援

平成 24 年 4 月から計画相談支援の充実が段階的に図られ、平成 27 年度から障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を利用する全ての障がい児・者に対して、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のモニタリングを行い、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かな支援に取り組んでいる。

ウ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への移行に取り組んでいる。

(3) 南信州広域連合地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。（南信州広域連合地域自立支援協議会設置要綱第2条）

- ①中立及び公平性を確保する観点から行う委託相談支援事業者の運営評価等
- ②困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ③地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④就労支援に関する協議及び調整
- ⑤市町村障害福祉計画等についての協議
- ⑥その他必要な事項

3 主な障がい者福祉制度の概要

| 施策名 | 対象者 | 施策の説明 | 備考 |
|--------------|---|--|------------------------|
| 特別児童扶養手当（県） | 重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある 20 歳未満の児童を監護している者 | 月額 1 級 55,350 円、2 級 36,860 円 年 3 回（4 月、8 月、11 月）支給。 所得制限あり。 | |
| 特別障害者手当 | 日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者 | 月額 28,840 円 年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）支給。施設入所や病院又は診療所に継続して 3 カ月以上入院しているものを除く。 所得制限あり。 | |
| 障害児福祉手当 | 常時介護を要する在宅の重度障がい児（20 歳未満） | 月額 15,690 円 施設入所した場合除く。 所得制限あり。 | |
| 重度心身障害児者医療給付 | 特別障害者手当の所得制限限度額内 ・身体障害者手帳 3 級以上該当者 ・療育手帳 A 1、A 2、B 1 該当者 ・自立支援医療（精神通院）該当者（精神通院分のみ対象） ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級該当者（通院分のみ対象） | 医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成。 | |
| 総合支援介護給付事業 | 身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等 | 居宅介護、行動援護、生活介護、同行援護、短期入所等のサービスを受けたときに支給。 | 原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。 |
| 総合支援訓練等給付事業 | 身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等 | 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを受けたときに支給。 | 原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。 |

| 施策名 | 対象者 | 施策の説明 | 備考 |
|-----------------------|--|---|----------------------------|
| 総合支援医療給付事業 | 身体障がい者、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童 精神障がい者（県） | 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けたときに支給。 | 原則 1 割負担。 ただし負担上限あり。 |
| 補装具給付事業 | 身体障がい者、難病患者等 | 身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給。 | 原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。 |
| 地域生活支援事業 | 身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等 | コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを受けたときに支給。 | 原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。 |
| 日常生活用具給付事業 | 身体障がい児・者、難病患者等 | 日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもの等で、排泄管理支援用具、歩行補助つえ等の購入費用を支給。 | 原則 1 割負担。 ただし負担上限や軽減あり。 |
| 家庭介護者疲労回復事業（市単独） | 常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児・者の介護者 | 家庭介護者の疲労回復のため針灸マッサージの治療費の一部、または飯田市内の入浴施設の利用料の一部を助成。（介護保険対象者との重複分を除く。） | |
| 心身障害児者タイムケア事業 | 在宅の障がい児・者 | 家族が障がい児・者の介護ができない時、近隣知人や市町村長が適当と認めた民間団体などが家族に代わり一時的預かり介護を行う。 利用時間 年間 1 人 300 時間 | 食費その他実費負担有り |
| 障害児者タクシー利用料金助成事業（市単独） | 障がい等級が 3 級以上の身体障がい者手帳保持者（ただし 3 級の外部障がい者は前年分所得税非課税者）、A 1～B 1 の療育手帳保持者、精神保健福祉手帳 1 級手帳保持者 | 飯田下伊那地域内でタクシーを利用した場合乗車にかかる料金の一部を助成（年間 15,000 円分） ただし自動車税・軽自動車税の減免を受けている方及び、第 1 種社会福祉施設に入所されている方は対象外。 | R5～電子申請導入 |
| 重度心身障害児通院費助成事業（市単独） | 特別児童扶養手当 1 級該当児童 | 飯伊圏域外の医療機関等に通院、入院等している児童の介護者等の交通費等の一部を助成 | 交通費 1/2 |
| 手話通訳者等派遣事業 | 重度聴覚障がい者 | 聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上必要不可欠な事項でコミュニケーションを円滑にするため、市長が適当と認めた場合、手話通訳者及び要約筆記者を派遣。 | |
| 代読奉仕員派遣事業 | 視覚障がい者 | 視覚障がい者が家庭生活又は社会生活において円滑な情報処理を行うため、市長が必要と認めた場合、代読奉仕員を派遣。 | |
| 地域リハビリ事業（市単独） | 医療を終了した障がい者や要介護状態の方 | 障がい者や要介護状態の方を対象に、福祉課の理学療法士、作業療法士等による施設や在宅における環境調整や介護の助言等を行う。 | |
| 療育リハビリ支援（市単独） | 障がい児 | 学校、保育園、療育センターに理学療法士、作業療法士が出向いて生活リハビリ、訓練指導を行う。 | |
| 障害者余暇活動支援事業 | 在宅の障がい者 | 週末等に障がい者に余暇活動の場の提供や家族支援を行う。 社会福祉法人、NPO 法人、非営利の福祉活動を行っている団体等への補助。 | |

| 施策名 | 対象者 | 施策の説明 | 備考 |
|----------------|---|---------------------------|----|
| 自動車税及び軽自動車税の減免 | 手帳の種類・障がい者の年齢、等級、車の所有者名義、本人が運転できるか等による。 | 自動車税、自動車取得税又は軽自動車税が減免される。 | |

4 専門職の設置

| 職種 | 人数 | 主な業務 |
|-------|----|--|
| 理学療法士 | 1名 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅での機能訓練 ・飯田市こども発達センターひまわり、保育園、飯田養護学校での機能訓練の他、障がい児の早期発見・早期療育及び発達相談等 ・障がい者・高齢者施設での機能訓練 |
| 手話通訳者 | 1名 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎窓口での手話通訳 ・庁舎以外公的機関窓口での手話通訳 ・手話通訳者のコーディネート ・要約筆記奉仕員への依頼・通知 ・聴覚障がい者の緊急時対応 |

5 障害者虐待防止センターの設置

平成 24 年 10 月 1 日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、福祉課障害福祉係に「障害者虐待防止センター」を設置した。

(1) 業務内容

- ・通報・届出の受理
- ・養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して相談及び指導並びに助言を行う
- ・障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う

(2) 令和 5 年度障がい者虐待の状況

(単位：件)

| | | 養護者による虐待 | 障がい者福祉施設従事者等による虐待 | 使用者による虐待 |
|------------|-------|----------|-------------------|----------|
| 相談・通報・届出件数 | | 7 | 8 | 0 |
| 事実確認調査件数 | | 6 | 8 | - |
| 虐待と判断した件数 | | 2 | 2 | - |
| 虐待の 類型 | 身体的虐待 | 1 | 1 | - |
| | 性的虐待 | 0 | 0 | - |
| | 心理的虐待 | 1 | 0 | - |
| | 放棄・放置 | 0 | 1 | - |
| | 経済的虐待 | 0 | 0 | - |

※虐待の類型は重複する場合がある。

6 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

平成 25 年 4 月 1 日、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行された。これは、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的として制定されたものである。

■ 飯田市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

(単位：千円)

| 年度 | 目標額 | 実績額 |
|-----|-------|-------|
| R 2 | 4,100 | 4,288 |
| R 3 | 4,288 | 5,261 |
| R 4 | 5,261 | 4,205 |
| R 5 | 4,205 | 4,224 |
| R 6 | 4,224 | |

7 障がい者の統計

(1) 身体障がい者

① 障がい別等級別障がい者数

(R6. 3. 31 現在)

| 障がい | | 等級 | | | | | | 計 (人) | 男 (人) | 女 (人) | 率 (%) | |
|--------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| | | 1級 (人) | 2級 (人) | 3級 (人) | 4級 (人) | 5級 (人) | 6級 (人) | | | | | |
| 視覚障がい | | 54 | 64 | 18 | 16 | 26 | 21 | 199 | 90 | 109 | 4.60 | |
| 聴覚障がい | | - | 50 | 74 | 48 | - | 362 | 534 | 235 | 299 | 12.34 | |
| ろうあ | | 0 | 18 | - | - | - | - | 18 | 9 | 9 | 0.42 | |
| 平衡機能障がい | | - | - | 0 | - | 1 | - | 1 | 1 | 0 | 0.02 | |
| 音声・言語機能障がい | | - | - | 17 | 10 | - | - | 27 | 16 | 11 | 0.62 | |
| そしゃく機能障がい | | - | - | 1 | 5 | - | - | 6 | 3 | 3 | 0.14 | |
| 肢体 不自由 | 上肢 | 切断 | 0 | 4 | 21 | 19 | 24 | 9 | 77 | 60 | 17 | 1.78 |
| | | 機能障がい | 35 | 192 | 111 | 88 | 44 | 34 | 504 | 272 | 232 | 11.64 |
| | 下肢 | 切断 | 0 | 0 | 15 | 21 | 4 | 0 | 40 | 30 | 10 | 0.92 |
| | | 機能障がい | 32 | 62 | 345 | 594 | 173 | 60 | 1,266 | 394 | 872 | 29.24 |
| 体幹機能障がい | | 88 | 152 | 83 | - | 51 | - | 374 | 205 | 169 | 8.64 | |
| 心臓機能障がい | | 507 | - | 174 | 52 | - | - | 733 | 380 | 353 | 16.93 | |
| 腎臓機能障がい | | 255 | - | 28 | 7 | - | - | 290 | 204 | 86 | 6.70 | |
| 呼吸器機能障がい | | 20 | - | 47 | 10 | - | - | 77 | 51 | 26 | 1.78 | |
| ぼうこう・直腸機能障がい | | 1 | - | 18 | 152 | - | - | 171 | 99 | 72 | 3.95 | |
| 小腸機能障がい | | 0 | - | 1 | 1 | - | - | 2 | 1 | 1 | 0.05 | |
| 肝臓機能障がい | | 5 | 0 | 0 | 1 | - | - | 6 | 3 | 3 | 0.14 | |
| 免疫機能障がい | | 1 | 0 | 0 | 3 | - | - | 4 | 4 | 0 | 0.09 | |
| 計 | | 998 | 542 | 953 | 1,027 | 323 | 486 | 4,329 | 2,057 | 2,272 | 100.00 | |
| 率 (%) | | 23.05 | 12.52 | 22.02 | 23.72 | 7.46 | 11.23 | 100.0 | 47.52 | 52.48 | 100.00 | |

②年齢別身体障がい者数

(R6. 3. 31 現在)

| 等級別 | 1級 (人) | 2級 (人) | 3級 (人) | 4級 (人) | 5級 (人) | 6級 (人) | 計 (人) | 男 (人) | 女 (人) | 備考 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------------------------|
| 0歳～5歳 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 5 | 2 | 3 | 19歳未満 58人 (1.3%) |
| 6歳～14歳 | 12 | 6 | 8 | 5 | 2 | 2 | 35 | 18 | 17 | |
| 15歳～17歳 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 9 | 5 | 4 | |
| 18歳～19歳 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 9 | 5 | 4 | |
| 20歳～39歳 | 36 | 25 | 25 | 22 | 6 | 11 | 125 | 55 | 70 | 20～59歳 549人 (12.68%) |
| 40歳～49歳 | 46 | 29 | 23 | 21 | 6 | 11 | 136 | 83 | 53 | |
| 50歳～59歳 | 78 | 52 | 60 | 48 | 28 | 22 | 288 | 162 | 126 | |
| 60歳～64歳 | 54 | 27 | 41 | 38 | 19 | 15 | 194 | 123 | 71 | 60歳以上 3722人 (85.98%) |
| 65歳～74歳 | 178 | 110 | 135 | 208 | 81 | 45 | 757 | 425 | 332 | |
| 75歳以上 | 587 | 288 | 656 | 684 | 180 | 376 | 2,771 | 1,179 | 1,592 | |
| 合計 | 998 | 542 | 953 | 1,027 | 323 | 486 | 4,329 | 2,057 | 2,272 | |

(2) 知的障がい者

療育手帳所持者数

(R6. 3. 31 現在)

| 区分 | 18歳未満 | | | 18歳以上 | | | 合計 | | |
|----|-----------|-----------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 男 (人) | 女 (人) | 計 (人) | 男 (人) | 女 (人) | 計 (人) | 男 (人) | 女 (人) | 計 (人) |
| A1 | 29 (6) | 13 (8) | 42 (14) | 151 (24) | 93 (19) | 244 (43) | 180 (30) | 106 (27) | 286 (57) |
| A2 | 0 | 2 | 2 | 3 | 13 | 16 | 3 | 15 | 18 |
| B1 | 25 | 19 | 44 | 109 | 94 | 203 | 134 | 113 | 247 |
| B2 | 91 | 40 | 131 | 215 | 129 | 344 | 306 | 169 | 475 |
| 計 | 145 | 74 | 219 | 478 | 329 | 807 | 623 | 403 | 1,026 |

* () の中には、重症心身障がい児・者を再掲

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(R6. 3. 31 現在)

| | 1級 (人) | 2級 (人) | 3級 (人) | 合計 (人) |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 男 | 206 | 178 | 45 | 429 |
| 女 | 206 | 184 | 38 | 428 |
| 計 | 412 | 362 | 83 | 857 |

8 障がい者福祉施設等

(1) 自立支援介護給付・訓練等事業

(単位：人)

| サービス名 | 延べ利用人員 | R6.3.31 現在 |
|---------|--------|------------|
| 居宅介護 | 825 | 67 |
| 同行援護 | 139 | 11 |
| 行動援護 | 155 | 13 |
| ショートステイ | 422 | 35 |
| 療養介護 | 119 | 10 |
| 生活介護 | 3,778 | 308 |
| 施設入所支援 | 1,639 | 136 |
| 自立訓練 | 255 | 20 |
| グループホーム | 1,959 | 166 |
| 就労移行支援 | 73 | 3 |
| 就労継続支援 | 3,773 | 328 |
| 就労定着支援 | 25 | 2 |
| 計画相談 | 1,487 | 696 |
| 地域移行支援 | 1 | 0 |
| 地域定着支援 | 0 | 0 |
| 計 | 14,650 | 1,795 |

(2) 地域生活支援事業

(単位：人)

| サービス名 | 延べ利用人員 | R6.3.31 現在 |
|------------|--------|------------|
| 地域活動支援センター | 813 | 78 |
| 移動支援 | 574 | 61 |
| 訪問入浴 | 110 | 10 |
| 日中一時支援 | 297 | 28 |
| 計 | 1,794 | 177 |

(3) 障がい児通所支援事業

(単位：人)

| サービス名 | 延べ利用人員 | R6.3.31 現在 |
|------------|--------|------------|
| 児童発達支援 | 367 | 5 |
| 放課後等デイサービス | 3,561 | 283 |
| 保育所等訪問支援 | 35 | 3 |
| 障がい児相談支援 | 873 | 319 |
| 計 | 4,836 | 610 |

※診断書でサービスを利用する児の数 180人

2-5 生活保護関係

■生活保護の動向

飯田市における生活保護の動向をみると、昭和26年頃からはほぼ一貫して減少してきたが、平成4年頃から保護率は3%前後で横ばいとなった後、平成9年度からは再び減少に転じ、平成12年度には2.5%にまで減少した。その後、平成13年度には経済不況の影響から増加傾向に転じ、その後3.3%から3.5%で推移してきた。しかし、平成20年秋の世界同時不況後は更に上昇を続け、平成29年12月に4.68%となり、その後は4.4%前後で推移している。令和6年3月末現在の被保護世帯は355世帯、被保護人員が421人、保護率は4.41%となっている。

世帯類型別に見ると、高齢者世帯が53.8%と全体の半数以上に上り、保護世帯の高齢化が顕著である。他では、母子世帯が2.5%、障がい者世帯が19.7%、傷病者世帯が14.4%、その他世帯が9.6%となっている。

令和5年度における生活相談件数は、延べ377件となっており、前年度322件に比べ55件増加している。緊急小口資金の貸付、生活困窮者自立支援金の支給などの新型コロナウイルス感染症に対する経済支援策が令和4年度で終了した影響と考えられる。

1 被生活保護世帯の推移及び扶助別支給額

(単位：世帯、人、千円、%)

| 区分 | | 年度 | S40年度 (1965) | S50年度 (1975) | S60年度 (1985) | H7年度 (1995) | H17年度 (2005) | H27年度 (2015) | R2年度 (2020) | R5年度 (2023) |
|--------------------|------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| | | | | | | | | | | |
| 被保護 世帯 | 実数 | | 396 | 339 | 312 | 235 | 279 | 392 | 384 | 355 |
| | 指数 | | 100 | 86 | 79 | 59 | 70 | 99 | 97 | 90 |
| 被保護 人員 | 実数 | | 836 | 544 | 477 | 301 | 338 | 481 | 442 | 421 |
| | 指数 | | 100 | 65 | 57 | 36 | 41 | 58 | 53 | 50 |
| 保護率 (%) | 実数 | | 10.5 | 6.8 | 5.9 | 2.9 | 3.2 | 4.6 | 4.5 | 4.4 |
| | 指数 | | 100 | 65 | 56 | 28 | 30 | 44 | 43 | 42 |
| 保 護 費 | 生活 扶助 | 支出額 | 26,082 | 76,133 | 124,349 | 121,480 | 161,205 | 201,889 | 180,768 | 172,135 |
| | | 構成比 | 29.9 | 26.4 | 25.1 | 24.3 | 27.5 | 30.5 | 27.0 | 25.1 |
| | 住宅 扶助 | 支出額 | 2,006 | 4,549 | 14,945 | 25,450 | 43,439 | 79,090 | 74,521 | 72,031 |
| | | 構成比 | 2.3 | 1.6 | 3.0 | 5.1 | 7.4 | 12.0 | 11.2 | 10.5 |
| | 教育 扶助 | 支出額 | 2,743 | 2,797 | 4,892 | 2,438 | 660 | 2,493 | 1,174 | 956 |
| | | 構成比 | 3.1 | 1.0 | 1.0 | 0.5 | 0.1 | 0.3 | 0.2 | 0.1 |
| | 医療 扶助 | 支出額 | 51,952 | 171,327 | 308,366 | 291,136 | 278,842 | 270,059 | 295,714 | 327,152 |
| | | 構成比 | 59.5 | 59.5 | 62.3 | 58.3 | 47.7 | 40.9 | 44.2 | 47.7 |
| | 介護 扶助 | 支出額 | - | - | - | - | 17,005 | 7,691 | 10,416 | 10,988 |
| | | 構成比 | - | - | - | - | 2.9 | 1.2 | 1.6 | 1.6 |
| | 出産 扶助 | 支出額 | - | 35 | - | - | - | 423 | 468 | 0 |
| | | 構成比 | - | 0.0 | - | - | - | 0.1 | 0.1 | 0 |
| | 生業 扶助 | 支出額 | 334 | 66 | 60 | - | - | 937 | 675 | 487 |
| | | 構成比 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | - | - | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| | 葬祭 扶助 | 支出額 | 119 | 450 | 700 | 318 | 144 | 646 | 1,236 | 507 |
| | | 構成比 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.0 |
| | 就労自 立支援 | 支出額 | - | - | - | - | - | - | 63 | 390 |
| | | 構成比 | - | - | - | - | - | - | 0.0 | 0.0 |
| | 進学準 備給付 | 支出額 | - | - | - | - | - | - | 300 | 0 |
| | | 構成比 | - | - | - | - | - | - | 0.0 | 0 |
| 小計 | 支出額 | 83,236 | 255,357 | 453,312 | 440,822 | 501,295 | 563,228 | 565,335 | 568,524 | |
| | 構成比 | 95.3 | 88.7 | 91.6 | 88.3 | 85.6 | 85.2 | 84.6 | 85.5 | |
| 保護施設事務費 及び委託事務費 | 支出額 | 4,091 | 32,647 | 41,833 | 58,364 | 84,168 | 97,802 | 103,129 | 102,184 | |
| | 構成比 | 4.7 | 11.3 | 8.4 | 11.7 | 14.4 | 14.8 | 15.4 | 15.0 | |
| 合計 | 支出額 | 87,327 | 288,004 | 495,145 | 499,186 | 585,463 | 661,030 | 668,464 | 686,830 | |
| | 構成比 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |

2 飯田市保護率の状況（令和6年3月31日現在）

| 区分 地区 | 世帯数(A) (R6. 3. 31) | 人口(B) (R6. 3. 31) | 被保護世帯数 停止中を含む(C) | 被保護人員 停止中を含む(D) | 保護率(%) (D)／(B)×1,000 |
|----------|-----------------------|----------------------|---------------------|--------------------|-------------------------|
| 橋 北 | 1,308 | 2,715 | 21 | 21 | 7.73 |
| 橋 南 | 1,175 | 2,431 | 37 | 40 | 16.45 |
| 羽 場 | 2,005 | 4,589 | 40 | 41 | 8.93 |
| 丸 山 | 1,431 | 3,189 | 19 | 22 | 6.90 |
| 東 野 | 1,294 | 2,677 | 18 | 18 | 6.72 |
| 座光寺 | 1,591 | 4,103 | 13 | 16 | 3.90 |
| 松 尾 | 5,365 | 12,729 | 64 | 76 | 5.97 |
| 下久堅 | 957 | 2,570 | 2 | 3 | 1.17 |
| 上久堅 | 474 | 1,144 | 1 | 1 | 0.87 |
| 千 代 | 557 | 1,429 | 3 | 8 | 5.60 |
| 龍 江 | 1,014 | 2,551 | 3 | 3 | 1.18 |
| 竜 丘 | 2,644 | 6,551 | 5 | 5 | 0.76 |
| 川 路 | 784 | 1,949 | 4 | 6 | 3.08 |
| 三 穂 | 463 | 1,309 | 1 | 1 | 0.76 |
| 山 本 | 1,727 | 4,374 | 16 | 20 | 4.57 |
| 伊賀良 | 5,649 | 13,913 | 28 | 42 | 3.02 |
| 鼎 | 5,495 | 12,912 | 44 | 53 | 4.10 |
| 上 郷 | 5,487 | 12,865 | 32 | 36 | 2.80 |
| 上 村 | 171 | 333 | 2 | 2 | 6.01 |
| 南信濃 | 594 | 1,067 | 6 | 6 | 5.62 |
| 合 計 | 40,257 | 95,400 | 355 | 421 | 4.41 |

3 標準4人世帯保護基準額（3級地－1）

標準4人世帯：35才男、30才女、9才男、4才女

(単位：円)

| 年度 扶助別 | S40 (1965) | S50 (1975) | S60 (1985) | H7 (1995) | H17 (2005) | H27 (2015) | R2 (2020) | R5 (2023) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 生活扶助 | 14,921 | 60,880 | 127,670 | 167,010 | 171,770 | 173,659 | 155,630 | 193,660 |
| 住宅扶助 | 1,300 | 3,400 | 5,000 | 26,500 | 31,800 | 41,300 | 41,300 | 41,300 |
| 教育扶助 | 340 | 1,040 | 1,690 | 2,080 | 2,150 | 5,540 | 7,558 | 2,600 |
| 計 | 16,561 | 65,320 | 134,360 | 195,590 | 205,720 | 220,499 | 204,488 | 237,560 |
| 1人当たり平均 | 4,140 | 16,330 | 33,590 | 48,898 | 51,430 | 55,125 | 51,122 | 59,390 |
| 指 数 | 100 | 394 | 811 | 1,181 | 1,242 | 1,332 | 1,235 | 1,435 |

(注) 生活扶助は、冬季加算額を含む。

4 被保護世帯分類（厚生労働省被保護者調査による）

| 年月 世帯別 | S40年7月 (1965) | | S50年7月 (1975) | | S60年7月 (1985) | | H7年7月 (1995) | | H17年7月 (2005) | | H27年7月 (2015) | | R2年7月 (2020) | | R5年7月 (2023) | |
|-----------|------------------|-------|------------------|-------|------------------|-------|-----------------|-------|------------------|-------|------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|
| | 世帯数 | 割合 | 世帯数 | 割合 | 世帯数 | 割合 | 世帯数 | 割合 | 世帯数 | 割合 | 世帯数 | 割合 | 世帯数 | 割合 | 世帯数 | 割合 |
| 高齢者世帯 | 94 | 26.5 | 98 | 30.3 | 82 | 25.7 | 143 | 46.7 | 127 | 48.1 | 199 | 51.8 | 199 | 53.5 | 191 | 54.1 |
| 母子世帯 | 79 | 22.3 | 28 | 8.7 | 31 | 9.7 | 4 | 1.3 | 5 | 1.9 | 15 | 3.9 | 8 | 2.2 | 9 | 2.6 |
| 障がい者世帯 | 25 | 7.0 | 59 | 18.3 | 163 51.1 | | 58 | 19.0 | 55 | 20.8 | 58 | 15.1 | 63 | 16.9 | 60 | 17.0 |
| 傷病者世帯 | - | - | - | - | | | 68 | 22.2 | 52 | 19.7 | 59 | 15.4 | 58 | 15.6 | 53 | 15.0 |
| その他世帯 | 157 | 44.2 | 138 | 42.7 | 43 | 13.5 | 33 | 10.8 | 25 | 9.5 | 53 | 13.8 | 44 | 11.8 | 40 | 11.3 |
| 計 | 355 | 100.0 | 323 | 100.0 | 319 | 100.0 | 306 | 100.0 | 264 | 100.0 | 384 | 100.0 | 372 | 100.0 | 353 | 100.0 |

5 令和5年度保護申請・却下・開始・廃止状況（世帯数）

| 月 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | 1ヶ月平均 |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-------|
| | 申請 | 3 | 6 | 2 | 3 | 3 | 7 | 2 | 5 | 3 | 4 | 3 | 0 | 41 |
| 却下 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 0.1 |
| 取下げ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 0 | 0 |
| 開始 | 2 | 4 | 4 | 2 | 2 | 6 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 1 | 40 | 3.3 |
| 廃止 | 5 | 3 | 5 | 2 | 3 | 3 | 4 | 1 | 7 | 3 | 3 | 3 | 42 | 3.5 |

6 保護の開始・廃止理由

(1) 保護開始

| 理由 年度 | 世帯主の疾病 | 世帯員の疾病 | 稼働者の死亡・離別・不在 | 高齢による | 稼働収入の減少 | 年金・仕送りの減少 | 貯金等の減少・喪失 | その他（転入を含む） | 合計 |
|---------------|--------------|--------|--------------|-------|---------|-----------|-----------|------------|----|
| | H2 (1990) | 18 | 2 | - | - | 7 | - | - | 6 |
| H12 (2000) | 14 | 1 | - | 2 | 3 | 3 | 1 | 7 | 31 |
| H22 (2010) | 17 | - | - | 2 | 2 | 24 | 20 | 13 | 78 |
| R2 (2020) | 18 | 1 | 3 | 10 | 2 | 4 | 12 | 7 | 57 |
| R5 (2023) | 10 | - | 0 | 0 | 8 | 0 | 14 | 5 | 40 |

(2) 保護廃止

| 理由 年度 | 世帯主の疾病治癒 | 世帯員の疾病治癒 | 死亡・失踪 | 稼働開始収入増加 | 働き手の転入 | 年金・仕送りの増加 | 施設入所 | 医療費等他法負担 | 親戚等の引き取り | その他（転出・辞退を含む） | 合計 |
|---------------|--------------|----------|-------|----------|--------|-----------|------|----------|----------|---------------|----|
| | H2 (1990) | - | - | 7 | 13 | 1 | 3 | 3 | - | 1 | 7 |
| H12 (2000) | - | - | 5 | 4 | - | 1 | 8 | - | - | 5 | 23 |
| H22 (2010) | - | - | 17 | 21 | - | 7 | 8 | - | 3 | 18 | 74 |
| R2 (2020) | - | - | 23 | 2 | - | 4 | 4 | - | 4 | 14 | 51 |
| R5 (2023) | - | - | 12 | 14 | - | 6 | 5 | - | 0 | 5 | 42 |

7 行旅病人・浮浪者等の援護状況

| 項目 \ 年度 | S 40 (1965) | S 50 (1975) | S 60 (1985) | H 7 (1995) | H12 (2000) | H17 (2005) | H27 (2015) | R 2 (2020) | R 5 (2023) |
|----------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 来所者数 | 28 | 21 | 28 | 29 | 67 | 33 | - | 2 | 1 |
| 電車賃等支給件数 | 26 | 21 | 28 | 28 | 54 | 27 | - | 2 | 1 |
| 食費代支給件数 | 12 | 18 | 17 | 19 | 27 | 6 | - | - | - |
| 宿泊代支給件数 | 4 | - | - | 1 | 2 | - | - | 1 | - |
| 行旅死亡人 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

2-6 生活困窮者自立支援

1 自立相談支援事業

就労に関する問題を中心としながら、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と共に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

令和5年度における相談支援実績は、下表のとおり。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 新規相談受付件数 | 5 | 9 | 6 | 5 | 14 | 5 | 6 | 8 | 7 | 11 | 10 | 8 | 94 |
| プラン作成件数 | 9 | 10 | 4 | 8 | 10 | 9 | 7 | 6 | 4 | 9 | 9 | 7 | 92 |
| 就労支援対象者数 | 6 | 7 | 8 | 6 | 3 | 9 | 3 | 8 | 9 | 6 | 7 | 4 | 76 |
| 就労者数（一般） | 21 | 10 | 15 | 11 | 15 | 10 | 8 | 10 | 3 | 12 | 11 | 16 | 142 |

2 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。飯田市が支援決定をする。

令和5年度の支援状況は、下表のとおり。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 支援決定件数 | 3 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 13 |

■生活就労支援センター

平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行により、飯田市生活就労支援センター（まいさぼ飯田）を設置し、自立相談支援事業及び家計改善支援事業を飯田市社会福祉協議会へ業務委託しています。

飯田市生活就労支援センター まいさぼ飯田

所在地：飯田市東栄町3108番地1

電話：0265-49-8830 FAX：0265-49-8692

3 住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。一定の資産収入等に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支給決定をする。

令和5年度における支給決定件数は、下表のとおり。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 支給決定件数 | 9 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |

4 一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。一定の資産収入に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支援決定をする。

なお、令和5年度の飯田市の支援対象者は0件であった。

5 就労準備支援事業

一般就労に向けた手厚い支援が必要な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労の前段階として必要な生活習慣の形成、社会的能力の習得、就職活動のための技法等の習得、就労体験の提供等の支援を計画的かつ一貫して実施し、一般就労に向けた基礎的な能力を身につけることにより、安定的な就労につなぎ、経済的困窮から脱却を図ることを目的に実施する。労働者協同組合ワーカーズコープながのに業務委託し、飯田市が支援決定をする。

令和5年度の飯田市の利用者は、定員8名に対し、7名利用。(令和6年3月末日現在)

2-7 住民税非課税世帯等に対する給付金

1 概要

物価の高騰の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活を支援するため、次に掲げる給付金を実施した。財源は全額国からの交付金又は長野県からの補助金で賄われる。

支給の対象は、それぞれの基準日時点において住民登録があり、世帯に属する方全員の令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税である世帯であった。

(1) 飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援給付金（非課税・均等割3万円）

令和5年6月1日を基準日として、令和5年度の住民税が非課税である世帯又は均等割のみ課税である世帯に対して、3万円を支給した。非課税世帯に対しては国が3万円を、均等割のみ課税世帯に対しては県が2万円と市が1万円を合算して支給した。

(2) 飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金（非課税7万円）

令和5年12月1日を基準日として、(1)の給付金を受給した世帯のうち非課税世帯に対し国が追加するカタチで支給した。

2 非課税世帯等給付金支給状況（令和5年度実績）

(1) 飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援給付金（国・県・市3万円）

| 区分 | 支給世帯数 | 支給額 | 備考 |
|-----------|---------------------|---------------|--|
| 非課税世帯 | 8,392 世帯 | 251,760,000 円 | ※支給総世帯数（10,352）は市内全世帯数（40,367:令和5年6月末現在）の25.6%に相当。 |
| 均等割のみ課税世帯 | 1,945 世帯 | 58,350,000 円 | |
| 家計急変世帯 | 15 世帯 | 450,000 円 | |
| 合計 | 10,352 世帯 ※備考欄参照 | 310,560,000 円 | |

(2) 飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金（国・7万円）

| 区分 | 支給世帯数 | 支給額 | 備考 |
|--------|--------------------|---------------|--|
| 非課税世帯 | 7,552 世帯 | 528,640,000 円 | ※支給総世帯数（7,552）は市内全世帯数（40,388:令和5年12月末現在）の18.7%に相当。 |
| 家計急変世帯 | 0 世帯 | 0 円 | |
| 合計 | 7,552 世帯 ※備考欄参照 | 528,640,000 円 | |

2-8 福祉企業センター

福祉企業センターは、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業の授産施設であり、身体に障がいをお持ちの方や精神上的理由、または、家庭の事情等で就労などが困難な方に就労の場を提供し、将来的には一般就労を目指していただくことを目的としている。

市内には6箇所の福祉企業センターがある。

| | 今宮 福祉企業 センター | 上久堅 福祉企業 センター | 鼎 福祉企業 センター | 上郷 福祉企業 センター | 上村 福祉企業 センター | 南信濃 福祉企業 センター |
|--------|--|--|---|--|--|----------------------------|
| 開設年月日 | S37.4.1 | S36.6.1 | S29.12.1 | S37.8.1 | S38.10.12 | S38.10.20 |
| 分場 | — | — | — | — | 程野(休所) 中郷 | — |
| 定員 | 30名 | 20名 | 30名 | 30名 | 15名 | 20名 |
| 利用者数 | 15名 | 13名 | 26名 | 13名 | 6名 | 10名 |
| (内訳) | | | | | | |
| 身体障がい者 | 1名 | —名 | 4名 | 1名 | 1名 | 1名 |
| 知的障がい者 | 6名 | —名 | 8名 | 3名 | 1名 | —名 |
| 精神障がい者 | 3名 | —名 | 2名 | 3名 | —名 | —名 |
| 高齢者 | 2名 | 7名 | 7名 | 4名 | 4名 | 7名 |
| その他 | 3名 | 6名 | 5名 | 2名 | —名 | 2名 |
| 作業内容 | 菓子箱折・袋詰 電子部品仕切組立 瓶蓋シール圧着 熊手制作 基板絶縁 自動車部品の検品 正月飾りしめ縄組立 換気扇部品組立 | 水引 正月飾り 破魔矢・熊手制作 菓子詰 ごみ袋証紙貼り 自動車用ハーネス組立 | 抵抗器台座取付 換気扇部品組立 菓子・漬物箱詰・箱折 ごみ袋証紙貼り 圧力計プレス加工 水引 のし袋 縁起物組立 | 菓子箱折・袋詰・シール貼り 自動車用ハーネス組立・部品クリップ刺し 水引・金封・正月飾り 縁起物組立 モーターコイル用ボビン清掃 練りゴム裁断 | クラフトギフト袋縫製・菓子箱詰・箱折・反物の裁断・正月飾り手直し・ウェス布切 | 菓子箱詰・箱折 工芸品 圧力計プレス加工 |
| 販売高(円) | 5,179,778 | 2,097,394 | 8,842,142 | 5,357,385 | 2,105,474 | 5,112,245 |
| 工賃(円) | 5,025,684 | 1,974,873 | 8,514,402 | 5,265,104 | 1,967,584 | 5,036,183 |

※利用者数：令和5年度末現在の利用者数

※販売高：令和5年度受託事業収入

※工賃：令和5年度支払工賃総額

